

茅野市運動公園施設使用料

R2.4.1改定

茅野市都市公園条例 別表第4 (第16条関係)

No	施設名	使用区分等		使用料					
1	野球場	使用区分	時間区分	午前5時から午後7時まで1時間当たり	備考 (1) 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合は、当該区分に定める額の5倍とする。 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。				
			専用使用料	市民	910円				
				市民以外	1,360円				
2	プール	種別	時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	備考 (1) 専用使用は、50メートルプールのみとする。 (2) 観覧料その他これに類する金銭を徴収する場合は、当該区分に定める専用使用料の2倍とする。 (3) 回数券は、11枚つづりとする。 (4) この表において「子ども」とは、3歳以上中学生以下の者をいう。		
			専用使用料	一般主催	6,500円	11,000円		17,500円	
			学校主催	3,250円	5,500円	8,750円			
		個人使用料	単位	一般	大学生等高校生	子ども			
			1人1回	500円	400円	300円			
回数券	5,000円	4,000円	3,000円						
3	弓道場	使用区分	時間区分	午前7時から午後10時まで1時間当たり	備考 ※ 午前7時から午前9時までの使用は、大会等に限る。				
			専用使用料 (5人立分)	市民	750円				
			市民以外	1,120円					
		個人使用料	一般	市民	150円				
				市民以外	220円				
		大学生等	市民	110円					
			市民以外	220円					
		小中学生・高校生	市民	70円					
			市民以外	100円					
		一般通年使用料	市民	9,000円					
市民以外	13,200円								
大学生等通年使用料	市民	6,600円							
	市民以外	13,200円							
4	総合体育館	専用使用料	使用区分	時間区分	午前7時から午後10時まで1時間当たり	照明使用料 1時間当たり	備考 (1) 大体育室及び小体育室の2分の1又は3分の1を専用使用するときの使用料及び照明使用料は、それぞれの使用料の2分の1又は3分の1の額とする。 (2) アマチュアスポーツ又は体育レクリエーション以外の目的で使用する場合は、当該専用使用料の額の2倍(照明使用料を除く。)とする。 (3) 営利目的で使用する場合は、当該専用使用料の額の10倍(照明使用料を除く。)とする。 (4) 入場料を徴収して使用する場合は、当該専用使用料の額の2倍(照明使用料を除く。)とする。 (5) 移動式暖房器を使用するときは、実費相当額を別に徴収する。 ※ 午前7時から午前9時までの使用は、大会等に限る。		
				大体育室	市民			1,170円	1,910円
				市民以外	1,750円				
			小体育室	市民	630円	910円			
				市民以外	940円				
			柔道場	市民	720円				
				市民以外	1,080円				
			剣道場	市民	720円				
				市民以外	1,080円				
			会議室等 (1室)	市民	160円				
		市民以外		240円					
		個人使用料	大体育室 小体育室	一般	市民	150円	100円		
					市民以外	220円			
				大学生等	市民	110円			
					市民以外	220円			
				小中学生・高校生	市民	70円			
					市民以外	100円			
			柔道場 剣道場 卓球室	一般	市民	150円			
					市民以外	220円			
				大学生等	市民	110円			
市民以外	220円								
小中学生・高校生	市民	70円							
	市民以外	100円							
	市民	70円							
トレーニング室	一般	市民	100円						
		市民以外	150円						
	大学生等	市民	70円						
市民以外		150円							
小中学生・高校生	市民	50円							
	市民以外	70円							
ギャラリー		30円							
個人使用料	トレーニング室	区分		1年当たり					
			一般通年使用料	市民	6,000円				
			市民以外	9,000円					
		大学生等通年使用料	市民	4,200円					
			市民以外	9,000円					
		小中学生・高校生通年使用料	市民	3,000円					
			市民以外	4,200円					
		5	庭球場	専用使用料	人工クレーコート1面	市民	600円	200円	
市民以外	900円								
砂入人工芝コート1面	市民			600円					
	市民以外			900円					
個人使用料	一般通年使用料		市民	10,800円	200円				
			市民以外	16,200円					
	大学生等通年使用料		市民	8,100円					
市民以外		16,200円							
小中学生・高校生通年使用料	市民	5,400円							
	市民以外	8,100円							

No	施設名	使用区分等			使用料								
6	広場 野球場	使用区分		時間区分	午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	照明使用料 1面 30分当たり	備考 (1) 2分の1の使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。 (2) 照明使用料1面とは、全体の4分の1面とする。 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。						
		専用使用料		市民	700円								
				市民以外	1,050円	510円							
7	陸上 競技場	使用区分		時間区分	午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	備考 (1) アマチュアスポーツ又は体育レクリエーション以外の使用は、当該専用使用料の額の2倍とする。							
		専用使用料		市民	1,800円								
				市民以外	2,700円								
		個人 使用料	一般		市民					150円			
					市民以外					220円			
			大学生等		市民					110円			
					市民以外					220円			
		小中学生・高校生		市民	70円								
				市民以外	100円								
		区分								1年当たり			
		個人 使用料	一般通年使用料		市民					7,500円			
			市民以外	11,000円									
大学生等			市民	5,500円									
			市民以外	11,000円									
小中学生・高校生通年使用料		市民	3,500円										
		市民以外	5,000円										
8	相撲場	使用区分		時間区分	午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	備考 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。							
		専用使用料		市民	200円								
				市民以外	300円								
		個人 使用料	一般		市民					40円			
					市民以外					60円			
			大学生等		市民					30円			
				市民以外	60円								
小中学生・高校生		市民	20円										
		市民以外	30円										
9	国際 スケート センター	専用使用料			1時間	25,000円				備考 (1) 回数券は、11枚つづりとする。 (2) 市外の中学生及び小学生の期間券は、12,000円とする。 ※ 午前8時から午後8時30分まで			
		個人使用料			単位	一般	大学生等	中学生	小学生		付添		
					1人1回	800円	600円	400円	100円				
					回数券	8,000円	6,000円	4,000円	1,000円				
					期間券	30,000円	15,000円	10,000円	3,000円				
10	ゴルフ 練習場	単位			金額	※ 平日・土曜日は午前10時から午後10時まで 日曜日・祝日は午前9時から午後10時まで							
		1球			10円								
11	バッテイング センター	単位		期間	金額	※ 午前9時から午後10時まで							
		1ゲーム (25球)		3月1日から11月30日まで	200円								
				12月1日から2月末日まで	100円								
12	野外 音楽堂	使用区分		時間区分	午前9時から 午後5時まで 1時間当たり	備考 (1) 電気装置を使用する場合は、別に定める実費相当額を徴収する。 (2) 入場料等を徴収する場合は、当該区分に定める額の20倍とする。							
		専用使用料		市民	140円								
				市民以外	210円								
13	自由広場	使用区分		時間区分	午前5時から 午後7時まで 1時間当たり	備考 (1) 2分の1の使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。							
		専用使用料		市民	無料								
				市民以外	1,200円								
14	屋内ゲート ボール場	使用区分		時間区分	午前5時から 午後10時まで 1時間当たり	照明使用料 1面 1時間当たり	備考 ※ 午前5時から午前9時までの使用は、大会等に限る。						
		専用使用料（1面当たり）		市民	350円								
				市民以外	520円								
		個人使用料		市民	70円								
		市民以外	100円	90円									
15	マレット ゴルフ場	使用区分		時間区分	午前5時から 午後5時まで 1時間当たり	備考 (1) 大会使用料とは、大会を目的に使用申請したものをいう。							
		大会使用料		市民	650円								
				市民以外	970円								
16	焼肉広場	使用区分		時間区分	午前9時から 午後9時まで 1時間当たり	備考 (1) 2分の1の使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。							
		専用使用料		市民	200円								
				市民以外	300円								
17	使用区分		時間区分	午前5時から 午後7時まで 1時間当たり									
	岳麓公園	専用 使用料	多目的広場						市民	無料			
									市民以外	500円			
			多目的広場						市民	無料			
									市民以外	500円			
	前宮公園	専用 使用料	多目的広場						市民	無料			
			市民以外	500円									
花時公園	多目的広場		市民	無料									
		市民以外	500円										
弓振公園	専用 使用料	多目的広場		市民	無料								
		市民以外	500円										

18	区分	1回
	コインロッカー、ラケット等	100円

備考

- 1 未就学児童は無料とする。ただし、プールは除く。
- 2 この表の専用使用料の区分における「1時間」とは、正時から次の正時までをいう。
- 3 使用時間が1時間に満たないときであっても、1時間の使用料とする。
- 4 この表により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 この表において「大学生等」とは、学校教育法第1条に規定する大学若しくは高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）又は同法第124条に規定する専修学校に在籍する者をいう。
- 6 この表において「高校生」とは、学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在籍する者をいう。
- 7 この表において「中学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）に在籍する者をいう。
- 8 この表において「小学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部に限る。）に在籍する者をいう。
- 9 この表において「市民」とは、茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人及び茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人が構成員の半数以上を占める団体をいう。

### 茅野市体育練成館使用料

R2.4.1改正

茅野市体育練成館条例 別表（第7条関係）

No	施設名	使用区分		使用料	備考	
1	体育練成館	使用区分	時間区分	午前9時から午後10時まで1時間当たり	(1) この表の専用使用料の区分における「1時間」とは、正時から次の正時までをいう。 (2) 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。 (3) この表において「市民」とは、茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人及び茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人が構成員の半数以上を占める団体をいう。	
				専用使用料		剣道場
		市民以外	520円			
		柔道場	市民			350円
			市民以外			520円
		全館	市民			700円
			市民以外			1,050円
		個人使用料	市民	70円		
			市民以外	100円		